

作成：2019年 1月 1日

改訂：2026年 6月 1日

気化LNG 安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

製品名：気化LNG

(会社情報)

供給者の会社名称：大多喜ガス株式会社

住所：千葉県茂原市茂原 661

担当部門：エネルギー営業部 契約管理グループ

電話番号：0475-27-2772

緊急連絡先：同上(平日 9:00~17:30)

推奨用途：燃料、水素製造原料

2. 危険有害性の要約

GHS分類

GHS分類	危険・有害性項目	分類結果	シンボル	注意喚起用語	危険有害性情報	該当成分
物理化学的危険性	可燃性ガス	区分1		危険	極めて可燃性の高いガス	メタン エタン プロパン イソブタン ノルマルブタン
	高圧ガス	圧縮ガスまたは深冷液化ガス		警告	熱すると爆発するおそれ (メタン、エタン、窒素) 凍傷または傷害のおそれ (メタン、エタン)	メタン エタン 窒素 (高圧ガス)
		液化ガス			熱すると爆発のおそれ	プロパン
		低圧液化ガス			—	イソブタン ノルマルブタン
	引火性液体	区分1		危険	極めて引火性の高い液体及び蒸気	イソペンタン
健康に対する有害性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2		警告	強い眼刺激	イソペンタン
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分1 (循環器系)		危険	臓器の障害 (循環器系)	イソブタン
		区分3 (麻酔作用)		警告	眠気又はめまいのおそれ (麻酔作用)	エタン プロパン イソブタン ノルマルブタン
		区分3 (気道刺激性、麻酔作用)		警告	呼吸器への刺激のおそれ (気道刺激性) 眠気又はめまいのおそれ (麻酔作用)	イソペンタン
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1 (中枢神経系)		危険	長期間にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (中枢神経系)	ノルマルブタン
	誤えん有害性	区分1		危険	飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ	イソペンタン

GHS分類	危険・有害性項目	分類結果	シンボル	注意喚起用語	危険有害性情報	該当成分
環境に対する有害性	水生環境有害性短期（急性）	区分2	—	—	水生生物に毒性	イソタン

GHS分類対象となっていない成分、GHS分類の危険・有害性について対象外・区分外・分類できない項目は記載省略。

注意書き

： [安全対策]

- ・ 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・ 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・ ガスの吸入を避けること。
- ・ 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。

[応急措置]

- ・ 漏えいガス火災の場合、漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。
- ・ 漏えいした場合、安全に対応できるならば着火源を除去すること。
- ・ 漏えいに触れた場合、凍った部分をぬるま湯で溶かすこと。受傷部はこすらず、直ちに医師に診察／手当てを受けること。
- ・ 屋外または換気の良い場所で使用すること。
- ・ 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分の悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。

[保管]

- ・ 日光から遮断し、換気の良いところで保管すること。

[廃棄]

- ・ 容器を廃棄する場合は、製造者あるいは供給者に問い合わせ適切に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名または一般名 : 気化LNG

成分		CAS No.	官報公示 整理番号	濃度	
成分名	化学式			v o l %	w t %
メタン	CH ₄	74-82-8	2-1	70~100	55~100
エタン	C ₂ H ₆	74-84-0	2-2	30未満	45未満
プロパン	C ₃ H ₈	74-98-6	2-3	10未満	20未満
イソブタン	i-C ₄ H ₁₀	75-28-5	2-4	3未満	10未満
ノルマルブタン	n-C ₄ H ₁₀	106-97-8	2-4	3未満	10未満
イソペンタン	i-C ₅ H ₁₂	78-78-4	2-5	3未満	10未満
窒素	N ₂	7727-37-9	-	10未満	20未満

添加物としてガスと分かる臭い成分（付臭剤）を添加している

主成分：シクロヘキセン、tert-ブチルメルカプタン

添加量：希釈倍率で1,000倍以上(通常)

4. 応急措置

- 吸入した場合 : ・新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分の悪い時は、医師に連絡すること。呼吸が弱っていれば、酸素吸入を行う。呼吸が止まっていれば人工呼吸を行い、医師の治療を受ける。
- 目に入った場合 : ・水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄し続けること。
・目の刺激が持続する場合は、医師の診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : ・口をすすぐこと。無理に吐かせず、医師に連絡すること。
- 急性症状および遅発性症状の最も重要な徴候症状 : ・気化したガスの空気中濃度が高いと酸素の欠乏が起こり、窒息の徴候（呼吸数増加、疲労感、めまい、意識喪失）がおこる（酸素欠乏症）。また、気化したガスは窒息性のガスであり、高濃度で麻酔作用を伴う。
・高濃度ばく露（高濃度のガスの吸引）では、息切れ、眠気、頭痛、失調状態、視覚障害、嘔吐等麻痺、中枢神経の落ち込み、心臓発作、意識不明等を経て死に至る。
- 応急措置をする者の保護に必要な注意事項 : ・ガスが漏えいまたは噴出している場所では、皮膚に接触しないよう状況に応じて適切な保護具を着用する。また、気化したガスにより酸素濃度が低下するため、換気を行い、酸素濃度を測定して、必要に応じ空気呼吸器を着用する。
- 医師に対する特別な注意事項 : ・安静と症状の医学的な経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : ・ 二酸化炭素、粉末消火剤、泡消火剤。
- 火災時の特有の危険有害性 : ・ 極めて可燃性／引火性の高いガスである。
・ 火災により二酸化炭素が発生し、酸素欠乏症のおそれがある。また、換気の悪い状況では、二酸化炭素に加え一酸化炭素が発生し、一酸化炭素中毒となるおそれがある。
- 特有の消火方法 : ・ 漏えいガス火災の場合、漏えいした状態で消火するとかえって危険なため、漏えいが安全に停止されない限り消火しない。
・ 弁操作等により漏えいを止めることができれば、漏えいを遮断する。
- 消火活動を行う者の特別な保護具および予防措置 : ・ 消火作業の際は、完全な防火服（耐熱性）および適切な空気呼吸器などを着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置 :
- ・直ちに、全ての方向に適切な距離を漏えい区域として隔離し、ガスが拡散するまでその区域を立入禁止とする。
 - ・風上で作業し、低地から離れる。
 - ・作業者は保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面など適切な保護具を着用する。
 - ・酸素欠乏症のおそれがある場合は、空気呼吸器を着用する。
- 環境に対する注意事項 :
- ・主成分のメタンは温室効果ガスであるため、漏えいの早期停止に努める。
- 封じ込めおよび浄化の方法および機材 :
- ・漏洩した場合、回収・浄化はできないため、可能な範囲で漏出源を遮断し、防爆構造の機材により換気してガスを拡散・排出する。
- 二次災害の防止策 :
- ・付近の着火源をすみやかに取り除くとともに、火気の使用禁止を呼びかける。
 - ・火災により二酸化炭素が発生し、酸素欠乏症のおそれがあり、また、換気の悪い状況では、二酸化炭素に加え一酸化炭素が発生し、一酸化炭素中毒となるおそれがあるため、酸素欠乏に注意して換気に努める。
- 消火活動を行う者の特別な保護具および予防措置 :
- ・付近の着火源をすみやかに取り除くとともに、火気の使用禁止を呼びかける。
 - ・ガスが拡散するまでロープを張るなどし、人の立ち入りを禁止してその場所を隔離する。
 - ・着火した場合に備えて、適切な消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

:

[技術的対策]

- ・ 容器、装置等から漏らさないこと。
- ・ 漏えいのないことを定期的に点検すること。
- ・ 必要に応じてガス警報器を設置すること。
- ・ 電気設備は防爆仕様のもを設置すること。
- ・ 火花を発生させない工具を使用すること。
- ・ 周囲で、火気、スパーク、高温物の使用をしないこと。
- ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・ 必要な箇所に接地をすること。

[局所排気・全体換気]

- ・ 防爆仕様の局所排気・全体換気装置を設置すること。
- ・ 漏えいした場合でも気化したガスを滞留させないこと。

[安全取扱注意事項]

- ・ 弁類は、表示により操作方向および開閉状態が分かるようにし、誤操作防止の対策を施すこと。

[衛生対策]

- ・ 取扱い後はよく手を洗うこと。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	:	・設定なし
許容濃度	:	[メタン] ACGIH(2005)より、TLV-TWA : 1,000ppm
		[エタン] ACGIH(2005)より、TLV-TWA : 1,000ppm
		[プロパン] ACGIH(2005)より、TLV-TWA : 1,000ppm
		[イソブタン] ACGIH(2019)より、TLV-STEL : 1,000ppm
		[ノルマルブタン] 日本産衛学会(2019)より、500ppm、1,200mg/m ³ ACGIH(2019)より、TLV-STEL : 1,000ppm、2,370mg/m ³
		[イソペンタン] ACGIH(2014)より、TLV-TWA : 1,000ppm
設備対策	:	・ 防爆仕様の局所排気装置を設置すること。 ・ 法令により、ガス漏れ警報器（または設備）の設置が義務付けられている場合には、法令の規定に従って設置するとともに、適宜警報器等の点検を実施し、その機能を維持しておくこと。 ・ 静電気放電に対する予防装置を講ずること。
保護具		
呼吸用保護具	:	・ 必要に応じて空気呼吸器を着用する。
手の保護具	:	・ 必要に応じて乾いた保護手袋を着用する。
眼、顔面の保護具	:	・ 必要に応じて保護眼鏡、保護面を着用する。
皮膚および身体の保護具	:	・ 帯電防止型で難燃性または不燃性の作業服、作業靴を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

成分	メタン	エタン	プロパン	イソブタン	ノルマルブタン	イソペンタン	窒素
物理状態	空気より軽い 気体	空気より重い 気体	空気より重い 気体	空気より重い 気体	空気より重い 気体	気化すると空 気より重い	わずかに空気 より軽い
色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
臭い	無臭	無臭	無臭	特徴的な臭気	無臭	特徴的な臭気	無臭
融点 [°C] (1気圧)	-183	-183	-189.7	-160	-138	-160	-210
沸点 [°C] (1気圧)	-161	-89	-42	-12	-0.50	28	-195.8
可燃性	可燃性ガス	可燃性ガス	可燃性ガス	可燃性ガス	可燃性ガス	引火性液体	なし
爆発限界 [vol %] (空気中)	5.0~15.0	3.0~12.5	2.1~9.5	1.8~8.4	1.8~8.4	1.4~7.6	なし
引火性 [°C]	引火性気体	-135	-104	引火性液体	-60	-51 未満	なし
自然発火点 [°C]	537	472	450	460	365	420	なし
分解温度	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データ なし
pH	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データ なし
動粘性率 [°C] (1気圧)	0.0109 [mpa・S] (20°C)	0.0090 [mpa・S] (20°C)	0.0081 [mpa・S] (20°C)	~0.238 [cP] (-10°C)	該当しない	0.233 [mpa・S] (20°C)	データ なし
水への溶解 度 (水 20°C、 100ml)	3.3ml	非常に 溶けにくい	0.007g	溶けない	0.0061g	溶けない	0.1557
オクタノール/水分配 係数	1.09	1.81	2.36	2.80	2.89	2.30	0.67
蒸気圧 [kPa]	147 (15°C)	3850 (20°C)	840 (20°C)	304 (20°C)	213.7 (21.1°C)	79 (20°C)	3399.9 (- 146.9°C)
蒸気比重 (空気=1、 20°C、 1気圧)	0.6	1.05	1.6	2	2.1	2.5	0.967
粒子特性	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データ なし
その他のデ ータ (放射 性、かさ密 度、燃焼持続 性)	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データ なし

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : ・高温の物体との接触面、火花または裸火により発火する。
- 危険有害反応可能性 : ・強酸化剤と接触する場合、激しい反応により発火や爆発の危険性がある。
・漏えいした場合、移送により発生した静電気もしくは人体に帯電した静電気によって放電し、着火するおそれがある。
- 避けるべき条件 : ・高温の物体、火花、裸火。
・移送による静電気対策として、容器および配管等の接続部のボンディングや必要な箇所に接地を施す。
・人体に帯電した静電気対策として、使用設備に接近する前に人体アースをとる。
- 混触危険物質 : ・強酸化剤。
- 危険有害な分解生成物 : ・燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する。

11. 有害性情報

急性毒性（経口）：・全成分で該当なし。

急性毒性（経皮）：・全成分で該当なし。

急性毒性（吸入：ガス）： [メタン]
・区分に該当しない。
マウスのLC50（2時間）値：>500,000ppm（4時間換算値：>353,553ppm）（RTECS, Access on Aug 2005）に基づき、区分外とした（4時間換算値：20,000ppm超過で区分外）。

[エタン]
・データなし。

[プロパン]
・区分に該当しない。
モルモットのLC50（2時間）値：>55,000ppm（4時間換算値：>38,890ppm）（ACGIH 7th, 2001）に基づき、区分外とした（4時間換算値：20,000ppm超過で区分外）。

[イソブタン]
・（1）～（4）より、区分4が1件、区分4～区分外が1件、区分外が2件該当する。よって、最も件数が多い区分外とした。なお、（1）のラットのデータは、区分を特定できないため、（2）～（4）のマウスのデータも分類に用いた。
（1）ラットのLC50（4時間）：>32.21 mg/L（>13,550 ppm）（Patty（6th, 2012））。
（2）マウスのLC50（1時間）：52 mg/L（4時間換算値：10,938 ppm）（Patty（6th, 2012））。
（3）マウスのLC50（2時間）：520,000 ppm（4時間換算値：376,696 ppm）（DFGOT vol. 20（2003））。
（4）マウスの吸入による最小致死量（72分間）：410,000 ppm（4時間換算値：224,556 ppm）（ACGIH（7th, 2017））。

[ノルマルブタン]
・以下より、区分に該当しないとした。
ラットのLC50（4時間）：276,798.8 ppm（DFGOT vol. 20（2003）、ACGIH（7th, 2001）、産衛学会許容濃度の提案理由書（1988）、BUA 144（1994）、HSDB（Access on June 2019））。

[イソペンタン]
・データ不足のため分類できない。
ラットのLC50値（4時間）として、>4,094 ppmとの報告（SIDS（2010））があるが、このデータのみでは区分を特定できない。

[窒素]
・区分に該当しない。
窒素は高濃度（80%以上）で空気中に存在し、毒性学的には他に生理的影響のない（ACGIH（2001））ことから、空気中80%以上の濃度の吸入ばく露により死亡を起さないので区分に該当しない。

皮膚腐食性／刺激性	<p>： [メタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分に該当しない <p>ACGIH (7th, 2001) の皮膚を刺激しないとの記述から、区分外とした。</p> <p>[エタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データなし。 <p>[プロパン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分に該当しない。 <p>ACGIH (7th, 2001) のヒトでは軽度の紅斑のみが一過性に認められ、皮膚一次刺激性は無視し得る程度であったとの記述から、区分外とした。</p> <p>[イソブタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分に該当しない。 <p>本物質は一般状態でガス状であり、皮膚刺激性を示さないとの報告がある (DFGOT vol. 20 (2003)、GESTIS (Accessed Dec. 2018)、Patty (6th, 2012)) ため、区分外とした。</p> <p>[ノルマルブタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常温でガスであるため、区分に該当しないとした。 <p>[イソペンタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分に該当しない。 <p>ヒト (30 人) に本物質 (0.1-0.3 mL) を 24 時間半閉塞適用した結果、一次刺激性スコアは 0.33 であり刺激性はみられなかったとの報告がある (SIDS (2010))。一方、具体的な症例の報告は示されていないが、ヒトの皮膚を刺激するとの記載がある (HSDB (Access on September 2014))。以上の結果から、区分外 (国連分類基準の区分 3) とした。</p> <p>[窒素]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分類できない。
目に対する重篤な損傷性／眼刺激性	<p>： [メタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分に該当しない。 <p>ACGIH (7th, 2001) の眼を刺激しないとの記述から、区分外とした。</p> <p>[エタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データなし。 <p>[プロパン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データなし。 <p>[イソブタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分に該当しない。 <p>本物質は一般状態でガス状であり、眼刺激性を示さないとの報告がある (DFGOT vol. 20 (2003)、GESTIS (Accessed Dec. 2018)、Patty (6th, 2012)) ため、区分外とした。</p>

[ノルマルブタン]

- ・常温でガスであるため、区分に該当しないとした。

[イソペンタン]

- ・区分2。

具体的な症例報告はないが、本物質は眼を刺激する (HSDB (Access on September 2014)) との記載から区分2とした。

[窒素]

分類できない。

呼吸器感作性または皮膚感作性 : ・全成分で該当なし。

生殖細胞変異原性 : ・全成分で該当なし。

発がん性 : ・全成分で該当なし。

生殖毒性 : ・全成分で該当なし。

特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : [メタン]

- ・区分に該当しない。

ACGIH (7th, 2001) および PATTY (4th, 1994) の有害性はないとの記述から、区分外とした。

[エタン]

- ・区分3 (麻酔作用)。

ACGIH (7th, 2001) および PATTY (4th, 1994) の高濃度で麻酔作用あるいは中枢神経系抑制が認められるとの記述から、麻酔作用があると判断し、区分3 (麻酔作用) とした。

[プロパン]

- ・区分3 (麻酔作用)。

ACGIH (7th, 2001) のヒトへの影響として麻酔作用を示すとの記述から、区分3 (麻酔作用) とした。

[イソブタン]

・区分1 (循環器系)。

(1) ~ (4) より、ヒトが本物質を大量吸入ばく露した場合、心機能障害や心不全を起こす可能性が示唆され、循環器系が標的臓器と考えられる。

- (1) ブタンガス (量不明) を吸入し死亡した4人のうち3人で、n-ブタン、イソブタン (本物質)、またはn-ブタン、本物質、およびプロパンの混合物が血液、脳、および肺から検出され、炭化水素合計の濃度は全例とも脳で最大値であった。著者らは他のn-ブタン中毒1例もあわせて、5例の死因は心臓リズムの障害の疑いがあると報告した (DFGOT vol. 20 (2003))。
- (2) 16歳の少年がブタンガス吸入後に心不全を起こした。心電図上で異常がみられたが、心不全誘発の機序は不明であった。著者らは中枢抑制に加えて、酸素欠乏、心停止の原因を引き起さず心室粗動、あるいはブタンによる直接的な心停止誘導が関係していると報告した (DFGOT vol. 20 (2003))。
- (3) 2歳の女児が本物質とブタン、プロパンを含む消臭剤をばく露後に心室性頻脈、強直性の発作、低カリウム血漿を生じた。頻脈は消臭剤ばく露と内因性エピネフリンが原因と考えられている (Patty (6th, 2012))。
- (4) イヌ (無麻酔) に本物質 50, 000 ppm (4時間換算値 : 7, 906 ppm) で6分間吸入ばく露後、心臓感作によるエピネフリン誘発性の不整脈を生じた。この他、エピネフリンで前処置したマウスやイヌを用いた麻酔下での実験で、本物質の短時間吸入による心臓感作性応答がみられたとの幾つかの報告がある (ACGIH (7th, 2017))。

・区分3 (麻酔作用)。

(5)、(6) より、本物質は麻酔作用を有すると考えられる。

- (5) 本物質吸入ばく露によるラットの中枢抑制のEC50は200, 000 ppm、同イヌの麻酔作用は450, 000 ppmで影響が見られたとの報告がある (ACGIH (7th, 2017)、DFGOT vol. 20 (2003))。
- (6) n-ブタンと本物質のオリーブ油中の溶解度および空気とオリーブ油との間での分配係数をベースにすると、ヒトの麻酔作用発現濃度はn-ブタンで17, 000 ppm、本物質で24, 000 ppmと推定される (DFGOT vol. 20 (2003))。

[ノルマルブタン]

・以下の(1) ~ (4) のヒトおよび動物での麻酔作用の報告に基づき、区分3 (麻酔作用) とした。

- (1) ヒトにおいて、本物質の10, 000 ppm、10分の吸入で、めまいがみられたとの報告がある (DFGOT vol. 20 (2003))。
- (2) 本物質がヒトにおいて麻酔作用を生じる濃度は17, 000 ppmであるとの記載がある (DFGOT vol. 20 (2003))。
- (3) ブタンガスを繰り返し吸入した12人のほとんどで、多幸感及び幻覚がみられたとの報告がある (DFGOT vol. 20 (2003))。この影響はおそらく初回の吸入ばく露の際にもみられたと考えられる。
- (4) マウスにおいて、本物質の130, 000 ppm、25分の吸入ばく露で麻酔作用がみられたとの報告がある (ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol. 20 (2003)、PATTY (6th, 2012))。

[イソペンタン]

- ・区分3 (気道刺激性、麻酔作用)。
ヒトで気道刺激性、麻酔作用の報告 (ACGIH (7th, 2014)、HSDB (Access on September 2014))、吸入で咳、めまい、眠気、頭痛、息切れ、咽頭痛、経口摂取で腹痛、吐き気、嘔吐、ばく露経路不明であるが、意識低下、死亡の記載がある (ACGIH (7th, 2014)、PATTY (5th, 2001)、HSDB (Access on September 2014))。実験動物では、吸入ばく露で麻酔作用があるとの報告がある (PATTY (5th, 2001))。以上より、区分3 (気道刺激性、麻酔作用) とした。

[窒素]

分類できない。

特定標的臓器毒性
(反復ばく露)

[メタン]

- ・区分に該当しない。
ACGIH (7th, 2001) および PATTY (4th, 1994) の有害性はないとの記述から、区分外とした。

[エタン]

- ・データなし。

[プロパン]

- ・データなし。

[イソブタン]

- ・(1) より、本物質単独ばく露によるヒトの報告からは重大な健康影響は検出されていない。また、(2)、(3) より、限られた動物試験報告からは有害影響は検出されていない。よって、分類できないとした。
 - (1) 男女各4人、計8人のボランティアに本物質 500 ppm で最長8時間/日、5日/週で2週間吸入ばく露したが、ばく露に関連した重大な影響は認められなかった。ただし、2週目に視覚誘発応答の振幅の減少がみられ、著者らは中枢神経抑制作用による可能性があるが、所見の意義は不確実であるとした (DFGOT vol. 20 (2003)、ACGIH (7th, 2017))。
 - (2) 本物質を含む C4/C5 混合物 (n-ブタン・n-ペンタンとイソブタン・イソペンタンを 50:50 で含む混合物) をラットに最大 4,489 ppm で13週間吸入ばく露した結果、28日間の途中剖検群で雄に軽度腎症がみられただけで、投与終了時には腎臓も含め影響はみられない。腎症は雄特異的な影響で毒性学的意義は低いと考えられた (ACGIH (7th, 2017)、DFGOT vol. 20 (2003)、Patty (6th, 2012))。
 - (3) 本物質 22% を含むスプレー製品をウサギの頭部に13週間噴霧した試験、本物質 65% とプロパンを含む脱臭剤をサルに90日間吸入ばく露した試験のいずれも有害影響は検出されなかった (ACGIH (7th, 2017)、Patty (6th, 2012))。

[ノルマルブタン]

・区分1 (中枢神経系)。

(1) ~ (3) より、区分1 (中枢神経系) とした。

(1)ライター用交換缶のブタンガスを4週間乱用した15歳の少女で重篤な脳の障害が生じ、入院加療後に神経性合併症を発症した。MRI検査の結果、灰白質の崩壊や脳の萎縮等がみられた (PATTY (6th, 2012))。

(2)ブタンガスを乱用した青年男女で幻覚、幻聴等の神経症状が発症したとの複数の報告がある (PATTY (6th, 2012))。

(3)ブタンガスを繰り返し吸入した12人のほとんどで、多幸感及び幻覚がみられた (DFGOT vol. 20 (2003))。

[イソペンタン]

・データ不足により分類できない。

ヒトでの反復ばく露による知見はなく、実験動物でも他の炭化水素化合物との混合ばく露による反復吸入ばく露試験結果は存在するものの、本物質単独ばく露による吸入経路での毒性情報はない (SIDS (2010))。また、雄ラットに28日間強制経口投与した結果、死亡例が生じる用量においても特定の標的臓器毒性は検出されなかったが、評価項目が限定的な試験 (腎毒性に焦点をあてた) であり (SIDS (2010)、IUCLID (2000))、分類には利用できない。

[窒素]

分類できない。

誤えん有害性

: [メタン]

・区分に該当しない (分類対象外)。

[エタン]

・区分に該当しない (分類対象外)。

[プロパン]

・区分に該当しない (分類対象外)。

[イソブタン]

・区分に該当しない (分類対象外)。

[ノルマルブタン]

・区分に該当しない (分類対象外)。

[イソペンタン]

・区分1。

炭化水素で、動粘性率が0.345 mm²/sec. (20°C、CERI 計算値) であるため、区分1とした。

[窒素]

・区分に該当しない (分類対象外)。

12. 環境影響情報

- 水性環境有害性 短期（急性） :
- [メタン]
 - ・ データがなく分類できない。
 - [エタン]
 - ・ データがなく分類できない。
 - [プロパン]
 - ・ データがなく分類できない。
 - [イソブタン]
 - ・ データがなく分類できない。
 - [ノルマルブタン]
 - ・ データ不足のため分類できない。
 - [イソペンタン]
 - ・ 区分2。
IUCLID (2000) より、甲殻類（オオミジンコ）による 48 時間 EC50=2.3 mg/L (SIDS, 2010) であることから、区分2とした（判定基準：1mg/L < EC50 ≤ 10mg/L）。
 - [窒素]
 - ・ データがなく分類できない。
- 水性環境有害性 長期（慢性） :
- [メタン]
 - ・ データがなく分類できない。
 - [エタン]
 - ・ データがなく分類できない。
 - [プロパン]
 - ・ データがなく分類できない。
 - [イソブタン]
 - ・ データなし。
 - [ノルマルブタン]
 - ・ データ不足のため分類できない。
 - [イソペンタン]
 - ・ 区分に該当しない。
信頼性のある慢性毒性データが得られていない。急性毒性は区分2であるが、急速分解性があり（OECD TG301F で実施された分解性試験における 28 日後の分解度=71.4% (SIDS, 2010)、生物濃縮性が低いと推測される（LogPow = 2.72 (PHYSPROP Database, 2009)）ことから、区分外とした（生物蓄積性判定基準：LogPow ≥ 4）。

[窒素]

・データがなく分類できない。

残留性・分解性 : ・データなし。

生体蓄積性 : ・データなし。

土壤中の移動性 : ・データなし。

オゾン層への有害性 : ・対象外 (混合物に含まれる各成分はモントリオール議定書の附属書に列記されていない)。

その他の情報 : ・主成分のメタンは地球温暖化係数 21 倍の温室効果ガスであり、他の成分は揮発性有機化合物であることから、環境中への放散を避けること。

13. 廃棄上の注意

- 残余混合物および
当該残余混合物が
付着している汚染
容器および包装の
安全で、かつ環境
上望ましい廃棄、
またはリサイクル
に関する情報
- ：
- ・ 廃棄は、容器とともに行わないこと。
 - ・ 廃棄にあたっては、火気を取扱う場所または引火性もしくは発火性の物質を堆積した場所およびその付近を避けること。
 - ・ 大気中に放出して廃棄するときは、通風の良好な状態で少量ずつ実施すること。
 - ・ 不活性ガスでパージを行い、容器内に残余させないこと。
 - ・ パージ後は、バルブを閉じ、バルブの誤操作を防止する措置を構ずること。
 - ・ 容器を解体する前に、ガス検知器で残余がないことを確認すること。

14. 輸送上の注意

国際規制によるコードおよび分類

品名	メタン	エタン	プロパン	イソブタン	ノルマルブタン	イソペンタン	窒素
国連番号	1971	1035	1978	1011	1011	1265	1066
国連分類	クラス2.1	クラス2.1	クラス2.1	クラス2.1	クラス2.1	クラス3	クラス2.2
容器等級	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	グループI	非該当
海洋汚染物質	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当	非該当
MARRO73/78 不付属書II およびIBCコードによる ばら積み輸送される 液体物質（該当・非該当）	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当	非該当

国内規制 : [陸上規制情報]

- ・ 高圧ガス保安法の規定に従う。

[海上規制情報]

- ・ 船舶安全法の規定に従う。

[航空規制情報]

- ・ プロパン、イソブタン、ノルマルブタンおよびイソペンタンは航空法の規定に従う。

輸送または輸送
手段に関する特
別の安全対策 :

- ・ 高圧可燃性ガスであるため、容器の転倒、落下、衝撃を防止すること。
- ・ 容器は高温、火気、着火源から隔離して輸送すること。
- ・ 輸送中は換気を十分に行い、ガスの滞留を防止すること。
- ・ 漏洩が認められた場合は、直ちに火気を排除し、安全な場所へ移動すること。
- ・ 移送時はイエローカードを保持する。

15. 適用法令

- 労働安全衛生法 : 第57条、第57条2、施行令18条2別表第9
名称等を通知すべき有害物質
政令番号 第482号
ブタン (1wt%以上の混合物を含む)
政令番号 第543号
ペンタン (1wt%以上の混合物を含む)
施行令別表第1 四 危険物・引火性の物
イソペンタン
施行令別表第1 五 危険物・可燃性ガス
メタン、エタン、プロパン、イソブタン、ノルマルブタン
リスクアセスメント対象物質
メタン、エタン、プロパン、窒素 (高圧ガス) (1wt%以上の混合物を含む)
施行規則34条の2 別表第2
メタン、エタン、プロパン、ブタン、ペンタン、窒素 (高圧ガス)
- 高圧ガス保安法 : 第2条1 圧縮ガス
メタン、エタン、窒素 (高圧ガス)
第2条3 液化ガス
メタン、エタン、プロパン、ノルマルブタン、イソブタン
一般高圧ガス保安規則 第2条1 可燃性ガス
メタン、エタン、プロパン、ノルマルブタン、イソブタン
一般高圧ガス保安規則 第2条4 不活性ガス
窒素 (高圧)
- 消防法 : 第2条7、別表第1
第4類引火性液体、特殊引火物
イソペンタン
第9条3
プロパン、イソブタン、ノルマルブタン
- 海洋汚染防止法 : 第3条、施行令第1条1 有害液体物質
2 液化石油ガス
プロパン、イソブタン、ノルマルブタン
3 液化メタンガス、
メタン
8 窒素
窒素 (高圧ガス)
12
エタン
施行令第1条8、別表第1の四 危険物
イソペンタン

船舶安全法	:	危規則第2、3条、危険物告示別表第1 引火性高压ガス メタン、エタン、プロパン、イソブタン、ノルマルブタン 非引火性高压ガス 窒素ガス（高压） 引火性液体 イソペンタン
航空法	:	施行規則第194条、危険物告示別表1 引火性高压ガス 圧縮されているもの：メタン、エタン、プロパン、イソブタン、ノルマルブタン、窒素（高压ガス） ※窒素は非引火性高压ガスに分類 引火性液体 イソペンタン
港則法	:	施行規則第12条 危険物 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和54年運輸省告示第547号）による危険物一覧表 高压ガス メタン、エタン、プロパン、イソブタン、ノルマルブタン、窒素（高压ガス） 引火性液体 イソペンタン
ガス事業法	:	第23条 ガスの成分の検査義務
大気汚染防止法	:	大気汚染防止法第2条の4 揮発性有機化合物 エタン、プロパン、イソブタン、ノルマルブタン、イソペンタン 施行令第2条の2 揮発性有機化合物から除く物質 メタン
省エネ法	:	施行規則第4条、第5条 液化天然ガス、可燃性天然ガス（メタン、エタン、プロパン、イソブタン、ノルマルブタン、イソペンタン、窒素（高压ガス））
地球温暖化対策推進法	:	第2条第2項 温室効果ガス メタン 施行令第4条 地球温暖化係数 メタン 28

16. その他の情報

本データシートはNGを安全に取扱うために必要な情報を提供し、NGによる事故を未然に防止することを目的として作成したものであり、いかなる保証あるいは責任等をお受けするものではありません。

また、注意・措置事項などは通常の取扱いを対象としたものであり、特別な取扱いをする場合には、さらに用途に適した安全対策を講じられるようお願いいたします。

[参考文献]

(1) 労働安全衛生法

https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000057/20260401_507AC0000000033?occasion_date=20260401

(2) 労働安全衛生法施行令

https://laws.e-gov.go.jp/law/347C00000000318/20260401_507C00000000361?occasion_date=20260401

(3) 経済産業省 GHS ページ (政府向けGHS分類ガイダンス・事業者向けGHS分類ガイダンス)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

(4) GHSパンフレット 経済産業省・厚生労働省「GHS対応一化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131003-01-all.pdf>

(5) 日本産業規格 JIS Z 7252 (GHSに基づく化学品の分類方法)

(6) 日本産業規格 JIS Z 7253 (GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS))

(7) 厚生労働省ホームページ (職場のあんぜんサイト)「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

(8) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構ホームページ

<http://www.nite.go.jp/index.html>

(9) 安全衛生情報センターホームページ

<http://www.jaish.gr.jp/index.html>

(10) 国際化学物質安全性カード (ICSC) 日本語版ホームページ

<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>

(11) 高圧ガス保安法

https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000204?occasion_date=20251001

(12) 一般高圧ガス保安規則

https://legaldoc.jp/elaws/elaws-view?id=341M50000400053&fid=341M50000400053_20191220_501M60000400054

(13) 消防法

https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC1000000186#pat_1

(14) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000136>

(15) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令

<https://laws.e-gov.go.jp/law/346C00000000201>

(16) 危険物船舶運送及び貯蔵規則

https://laws.e-gov.go.jp/law/332M50000800030#Mp-Pa_2

(17) 船舶による危険物の運送基準等を定める告示

https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/20231113/20231113_kaizikyoku.pdf

(18) 航空法施行規則

- <https://laws.e-gov.go.jp/law/327M50000800056>
- (19) 港則法施行規則
https://laws.e-gov.go.jp/law/323M40000800029#Mp-Ch_1
- (20) 危険物船舶運送及び貯蔵規則
https://laws.e-gov.go.jp/law/332M50000800030#Mp-At_2-Pr_1-It_1
- (21) (二) 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和54年運輸省告示第547号）による危険物一覧表
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/syukai/soshiki/toudai/navigation-safety/pdf/kiker04.pdf>
- (22) ガス事業法
https://laws.e-gov.go.jp/law/329AC0000000051#Mp-Ch_1
- (23) 大気汚染防止法
https://laws.e-gov.go.jp/law/343AC0000000097#Mp-Ch_2_5
- (24) 大気汚染防止法施行令
<https://laws.e-gov.go.jp/law/343C00000000329>
- (25) 地球温暖化対策の推進に関する法律
https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000117#Mp-Ch_1
- (26) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令
https://laws.e-gov.go.jp/law/411C00000000143#Mp-Ch_1

以上